

役員及び評議員の報酬等の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人鉄鋼学園（以下「本法人」という。）の寄附行為第57条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- 三 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- 四 役員及び評議員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員及び評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員及び評議員の報酬等には、学内規程に基づいてこの法人の職員に対して支払われる賃金、退職手当、旅費等は含まない。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対する報酬等は次の各号のとおりとする。

- 一 常勤の役員 無報酬
- 二 非常勤の役員 無報酬
- 三 評議員 無報酬

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

一部改正 令和7年4月1日施行